

## 鳥取県物流事業者等新規荷主開拓支援事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県物流事業者等新規荷主開拓支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、境港外貿定期航路の利用拡大を図るため、新たに境港外貿定期航路を利用する荷主を開拓する物流事業者等の取組に対して、補助金を交付することにより、境港の利用促進を図ることを目的として交付する。

### (定 義)

第3条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 境港外貿定期航路

境港と日本国外の港との間を運航している外貿定期航路をいう。

#### (2) 物流事業者等

貨物利用運送事業者、港湾運送事業者、海上運送事業者および商社をいう。なお、貨物利用運送事業者については貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）、港湾運送事業者については港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）、海上運送事業者については海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）内で規定される事業者を指し、商社については定款の目的に「貿易業、売買業、仲立業、代理業」等が記載されている企業を指す。

#### (3) 補助事業開始日

第4条第1項に規定する補助事業を開始する日とする。

#### (4) 認定事業者

第5条第1項の規定により認定を受けた事業者とする。

#### (5) TEU

20フィートコンテナ1本を1TEUとし、40フィートコンテナは2TEUとする。なお、コンテナを利用しないバルク貨物については、重量20トンまたは20立方メートルを1TEUとして換算する。

### (補助事業)

第4条 本補助金の対象となる事業は、物流事業者等が新たに荷主を開拓することにより、県外他港を利用していた貨物を境港に切り替える等して一定量以上の貨物を境港から輸出または輸入させるもので、開拓する荷主が次のいずれかを満たすものとする。ただし、境港利用の継続性が認められない一過性の事業については補助の対象外とする。

(1) 新規で境港の利用を開始し、補助事業期間中の輸出または輸入貨物の総取扱量が10TEU以上となるもの。

(2) 境港利用歴のある荷主が、過去1年以内に境港で取り扱っていなかった新たな品目の輸出または輸入を開始し、その品目の補助事業期間中の輸出または輸入貨物の総取扱量が10TEU以上となるもの。

(補助事業の認定)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の事業認定の申請は、様式第1号による申請書を商工労働部長が定める期日までに提出するものとする。
- 3 知事は、事業認定を行ったときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により提出された事業計画書に対して、物流事業者等、貨物、開拓荷主等について調査等を実施することができる。

(補助金の交付)

第6条 県は第2条の目的の達成に資するため、物流事業者等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、1TEUにつき10,000円とし、1認定事業者に対し100万円を限度に、実績に応じて交付する。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助事業期間)

第7条 補助の対象となる事業期間は、補助事業開始日から1年間とする。

(事業認定の辞退)

第8条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。

- (1) 補助事業を中止し、または廃止したとき。
  - (2) 補助事業の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

第9条 認定事業者は、当該補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 認定事業者の名称、所在地の変更
- (2) 開拓予定荷主の名称、所在地の変更
- (3) 補助事業に係る境港の利用計画コンテナ数の2割を超える増減
- (4) 補助事業開始日の変更

2 前項の規定による承認（以下「認定変更承認」という。）の申請は、様式第4号により行わなければならない。

3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第10条 本補助金の交付申請は、認定事業者が補助事業を開始した日から1年間経過した後に行

わなければならない。ただし、補助事業の開始日から1年間を経過する前に補助限度額に達した場合、若しくは第4条での対象となる事業の条件に達した場合は、これを除く。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第7号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第11条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。

(実績報告の時期)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告書の提出は、交付申請に併せて行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の規定による報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第7号によるものとする。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑 則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。